

私たち「くまもとのタネと食を守る会」は、主要農作物種子法廃止後にこの問題を危惧する生産者や消費者の連携によって、県内各地で大小さまざまな勉強会を重ねながら、熊本県でも独自の条例化をめざすことを喫緊の目標に、立ち上がった任意団体です。

もっとも、この条例化にあたっては、9月9日の代表質問において、すでに前川県議や鎌田県議から「要領だけでは予算根拠が担保されない、条例化によって農業者や消費者の不安を早く払しょくしてほしい」という質問や要望を投げかけていただき、また蒲島知事においては、「熊本県独自の視点を含めた、持続性の高い条例をつくりたい」という趣旨の、大変ありがたい答弁をいただいたことで、すでに私たちの請願の要旨を酌んでいただいた展開となったこと、ここに改めて感謝の意を述べさせていただきます。

さて、それでは私たちの請願の意味はすでにないのか、ということになりますが、もちろんそうではありません。これからどのような条例が実現するのか、実際に熊本の未来を担っていく県民として、今後のプロセスを見守らせていただきたいと思います。

提出させていただいた請願書には、種子法廃止に際しての懸念事案がいくつか指摘されていますが、ここではとくにその一つを述べさせていただくことで、今後の条例化にあたっての、県民の側からの要望として受け取って頂ければ幸いです。

その懸念とは、「種子法がなくなっても種苗法によって守られる」とする、種子法廃止当初からの行政の説明です。そもそも種子法は公共の種子を守り、安定供給していくための法律ですが、種苗法は種子開発者の知的所有権を守るための法律です。実際問題として、現在も改定が検討されている種苗法では生産者による自家採取が原則禁止になるなど、小規模農家がますます不利になる方向性が示され、とくに有機農業者の多い熊本では将来に対する懸念も高まっています。

種苗法の強化は種子の海外流出を防ぐことが目的の一つとされ、日本の農業者の競争力を強化するためとされますが、そもそも種子開発や品種登録には大きな資本力が必要であることから、その多くが民間企業であり、中山間地域で営農する多くの小規模農家を利するものでは決してありません。

これから検討いただく主要農作物種子条例が、もし種苗法と関連づけられることになれば、自ずと民間企業の参入が見込まれ、さらには最も懸念する多国籍企業の参入も許し、小規模農家の衰退は加速の一途をたどることになります。せっかくの条例化がこのような結果を導かぬよう、そして熊本の食の安全を守れるものとなるよう、重ねてお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。